




確認書類追加貼り付け用紙

▼確認書類貼り付けの際は、重ならないように貼り付けてください。

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

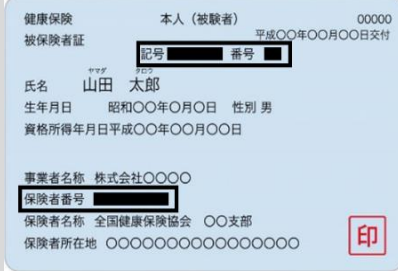

貼り付け位置	貼り付け位置
確認書類は両方とも必要です	
①個人番号確認書類 下記いずれかのコピー ・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面	②本人確認書類 下記いずれかの顔写真付き書類のコピー ・マイナンバーカード(表面)
↓マイナンバーカードをお持ちでない場合↓	
・マイナンバー通知カード <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ご注意ください 通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。 </div> ・個人番号が記載された住民票	・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保険福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ご注意ください 顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、2種類以上の本人確認書類が必要です。 </div>

■個人番号の記載場所・各注意点 (…個人番号記載箇所)

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
 <p>▲表面 ▼裏面</p>	 <p>キトリ線</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 交付申請書(キトリ線より下部分)に記載の個人IDは個人番号ではありません。 </div>	
個人番号は裏面に記載されています。 ※提出は 両面 が必要です。	通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。	自治体により書式が違います。 個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。

※個人番号は上記3種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■被保険者証や、年金手帳の写しを送付される場合の注意点 (…塗り潰し必要箇所)

		<p>【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】 保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。</p> <p>【年金手帳の写しを送付される場合】 基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。</p>
---	---	---

※ 寄附をした年の **翌年1月10日(必着)まで** にご提出ください。